

# チャレンジマルシェ出展者 募集要項

## 1 概 要

市内事業者の新商品や新サービスの認知度の向上や魅力の発信、販路開拓を目的に実施するチャレンジマルシェの出展者を募集します。

## 2 募 集 条 件

- (1) 主に、春日井市内で事業を行っており、新商品や新サービスを展開している もしくはこれから展開しようとする事業者  
(例：売り出し中の新商品がある、新サービスを考案中で消費者の声をききたいなど)
- (2) 春日井市暴力団排除条例に抵触していない者
- (3) 出展形態 や 業種は問いません  
※ 出展内容によっては会場と調整が必要になる場合があります。  
(出展形態) 物販、展示、サービス提供など (展示の場合でも従事者は常駐すること。)  
(業種の例) 小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など
- (4) 物販や有料のサービス提供などで売上が生じた場合は、2月13日（金）までに市へ売上報告をすること。※ 売上金額に係る費用は発生しません。

## 3 開 催 日 時

令和8年2月7日（土）、2月8日（日）午前10時～午後4時

（出展準備：午前9時～、撤収：～午後5時まで）

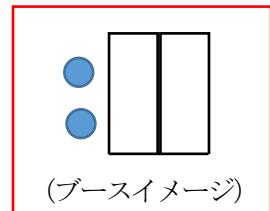
## 4 チャレンジマルシェ開催場所

イーアス春日井 ネイチャーフィールド

1ブース 横幅2,500×奥行2,500mm

（長机2脚、椅子2脚、パーテーション1枚、

100Vコンセント（750Wまで））



## 5 定 員

各日10者（10ブース）

※1店舗につき1日のみ。ただし、申込が定員を下回った場合は2日間の出展可。

## 6 申 し 込 み

別紙「チャレンジマルシェ出展申込書」に必要事項を記入し、春日井市産業部経済振興課まで持参、郵送又はE-mailにて提出。

申込期間 令和7年11月4日（火）から12月9日（火）まで（必着）

## 7 出展者の選考

出展者の決定は、出展申込書をもとに新商品、新サービスについて、春日井市産業部で選考した後、選考結果を文書で通知します。

### 【評価基準】

- 1 革新性（固定観念にとらわれない独創性、柔軟性、革新的であるか）
- 2 魅力（商品やサービスが魅力的であるか、購買意欲がそそられるか）
- 3 チャレンジ精神（新しいことへの挑戦意識、熱意があるか）
- 4 認知度（すでに認知度の高い商品・サービスでないか）
- 5 地域貢献（地域の課題解決や地域資源の活用がされているか・地域電子通貨「かすがいPAY登録店であるか）

※必要に応じてヒアリングを実施します。

上記について採点し（40点満点）上位20者を選定します。なお、申し込みが定数に満たない場合は、24点以上を出展条件とします。

## 8 出展料

無料

※備え付けの長机、椅子、パネル、100Vコンセントは無料で利用いただけますが、展示や出展にともない必要となる費用は出展者で負担してください。

## 9 注意事項

- (1) 出展者は、各種法令を順守するとともに、出展場所における衛生、安全及び備品管理等について最善の注意を払うこと。
- (2) 会場内は火気厳禁のため調理・製造は行わないこと。
- (3) 試食等を行う場合は会場内で行うこと（会場外は飲食禁止）。
- (4) 第3者に危害、損害を与えた場合は、出展者の責任及び負担において解決すること。
- (5) 出展者の責により施設に損害を与えた場合は、出展者の責任及び負担において解決すること。
- (6) 販売に必要な許可や届け出等は出展者で行うこと。
- (7) 食品営業許可等が必要な店舗は、保健所の指示を順守すること。
- (8) 自社又は自店舗で調理・製造する食品を販売する場合は、食品衛生責任者の管理のもと、飲食店営業許可、菓子製造許可等の食品営業許可を持つ施設で製造され、包装・表示がされたものであること。
- (9) 設営は午前9時～午前10時まで、撤収は午後4時～午後5時までに原状復旧を完了として時間を厳守すること。

- (10) 出展・展示はブースの範囲内におさめることとし、搬入する資材は、台車で運ぶ際に、運ぶ人の背丈を超えない範囲とする。
- (11) 出展・展示における音量等は適度な範囲内とすること。
- (12) 搬入時の停車場所や出展者駐車場所は、後日、会場管理者から指示があるため、当指示に従うこと。
- (13) やむを得ない事情（大雪等）により中止・延期となった場合であっても、展示や出展の準備のために要した費用（損害）は出展者で負担すること。

## 10 周知 P R

新商品や新サービスの認知度の向上や魅力の発信、販路開拓を目的として実施することから、出展者はS N S等を活用して、本イベントの積極的なP Rをお願いします。

なお、市は本イベントの開催について次のとおり周知を予定しています。

- (1) 広報かすがいによる周知
- (2) 市公式L I N Eでのセグメント配信
- (3) J R春日井駅及び高蔵寺駅におけるデジタルサイネージによる周知
- (4) 市関連施設へのポスター、チラシ設置
- (5) ケーブルテレビ（C C N e t）への取材依頼

## 11 問い合わせ・書類提出先

春日井市 産業部 経済振興課（市役所3階）  
商工労政担当  
〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地  
電 話：0568-85-6246  
Mail : keizai@city.kasugai.lg.jp